

芝山町有害獣防護柵設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月28日

芝山町長 麻生 孝之

芝山町告示第77号

芝山町有害獣防護柵設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害獣による農作物の被害を防止し、農業生産の維持及び向上を図るため、防護柵を設置する事業を行う者に対し、予算の範囲内において有害獣防護柵設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、芝山町補助金等交付規則（昭和48年芝山町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害獣 イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キョンその他の哺乳類に属する野生動物であって農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (2) 防護柵 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第74条の電気さくをいう。
- (3) 農業者 経営耕地面積が50アール以上の農業を営む者又は農業生産物の1年間の総販売額が30万円以上の規模の農業を営む個人、団体又は法人である者をいう。
- (4) 受益農地 防護柵を設置することにより、有害獣の被害から守られる一団の農地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本町に住所を有し、又は所在する農業者であって、その世帯員全員（補助対象者が法人の場合にあつては、当該法人）に町税の滞納がないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行う有害獣の侵入を防止するために防護柵を設置する事業とし、次に掲げる要件の全てに該当する事業とする。

- (1) 防護柵の設置箇所及び防護柵を設置する受益農地が町内にあること。
- (2) 受益農地の全部又は一部を補助対象者が所有し、又は借用し、かつ、当該農地が耕作されていること。
- (3) 防護柵を設置する受益農地の面積が10アール以上であること。
- (4) 防護柵の延長が100メートル以上の計画であること。
- (5) 過去に本事業を活用して設置した防護柵の補修等を目的としたものではないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、防護柵の設置に係る資材費の額に2分の1を乗じて得た額又は2万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、芝山町有害獣防護柵設置事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防護柵設置箇所の位置図
- (2) 防護柵の設置に係る資材費の見積書の写し
- (3) 防護柵の形状、規格等に関する資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一年度につき申請者1人当たり1件までとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、その結果を芝山町有害獣防護柵設置事業補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)が補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、芝山町有害獣防護柵設置事業補助金変更(中止)承認申請書(第3号様式)によりあらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と町長が認めるものについては、この限りでない。

2 変更(中止)承認申請書に添付する書類は、中止する場合を除き次に掲げるものとする。

- (1) 変更後の防護柵設置箇所の位置図
- (2) 変更後の防護柵の設置に係る資材費の見積書の写し
- (3) 変更後の防護柵の形状、規格等に関する資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、芝山町有害獣防護柵設置事業補助金変更(中止)承認(不承認)通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、芝山町有害獣防護柵設置事業補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 防護柵の設置に係る資材費の領収書の写し
 - (2) 防護柵設置箇所の位置図
 - (3) 設置した防護柵の写真
- (補助金額の確定)

第10条 町長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、芝山町有害獣防護柵設置事業補助金交付確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、芝山町有害獣防護柵設置事業補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が第8条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したと

き。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、芝山町有害獣防護柵設置事業補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、芝山町有害獣防護柵設置事業補助金返還請求通知書(第9号様式)により、補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(報告及び調査)

第14条 町長は、交付決定者に対し、当該事業に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。